

船舶インシデント調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年8月8日 04時20分ごろ
発生場所	長崎県五島市男女群島南方沖 女島灯台から真方位245° 11.2海里付近 (概位 北緯31° 54.8′ 東経128° 08.9′)
インシデントの概要	漁船第八十六昭徳丸は、北進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年10月3日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八十六昭徳丸、255トン
船舶番号、船舶所有者等	129444、富栄海運有限会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海） 機関長、五級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長及び機関長ほか5人が乗り組み、漁場移動の目的で男女群島南方沖を北進中、機関室で異音がしたので機関長が確認に行ったところ、主機の過給機のタービン側下部（大気圧力室放出部）から黒煙と火花が生じており、主機の運転ができなくなって運航不能となった。</p> <p>本船は、僚船にえい航されて長崎県長崎市三重式見港に入港し、水揚げを行った後、機関整備業者が主機の過給機（自己給油式）を点検したところ、タービン軸が焼損、タービン側ベアリング、タービンブレード、ラビリンスパッキン等が破損しており、また、タービン側の潤滑油溜まりに潤滑油がほとんど残っていない状態であった。</p> <p>主機の過給機は、機関整備業者が本インシデント後に点検を行った際、潤滑油の漏えい状況の確認が行われなかった。</p> <p>主機の過給機は、平成29年4月の定期整備時に整備業者によって開放整備が行われており、また、平成28年8月の中間検査時にベアリングが新替えされていた。</p> <p>主機の運転時間は、年間約3,000時間であった。</p> <p>機関長は、平成29年4月の定期整備後、主機の過給機のタービン側の側蓋付近に油の付着を認めていたが、整備業者が整備した後なの</p>

	<p>で運転に支障がないものと思い、油の漏えい箇所の点検を行っていなかった。</p> <p>機関長は、主機を始動する際に冷却水及び潤滑油の量を確認していたものの、主機の過給機の点検を行っていなかった。</p>
分析	<p>本船は、主機の過給機が破損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>主機の過給機は、タービン側の潤滑油が漏えいして潤滑油不足となったことから、潤滑が阻害されて破損したものと考えられる。</p> <p>タービン側の潤滑油は、側蓋のパッキン部から漏えいした可能性があると考えられるが、その状況については明らかにすることができなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、主機の過給機が破損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主機の過給機は、定期的に点検を行うとともに、油の漏えいが認められた場合、漏えい箇所の点検を行うこと。